

判示第二の事實は

一、被告人の當公廷における判示同旨の供述

一、佐伯曉の盜難被害始末書中被害願末につき判示同旨の記載

を綜合してこれを認め犯意繼續の點は被告人が判示短期間内に同種の犯行を繰り返し行つたことにより明かである

法律に照らすと被告人の判示第一の所爲は刑法第二百三十六條第一項第六十條竊盜の點は同法第二百三十五條第六十條に該當するが以上は連續犯であるから同法第五十五條第十條により重い強盜の罪の刑に従いその所定刑期の範圍内で被告人を懲役五年に處すべく但し同法第二十一條により原審の未決勾留日數中百五十日を右本刑に算入することとする  
それで主文の通り判決する

○尊屬殺殺人死體遺棄被告事件 (昭和二十二年(九)第一一九號 棄却)  
(同二十三年三月二十二日大法院判決)

【上告人】 被告人 呂神一行 辯護人 西村直人

【檢察官】 橋本乾三 關與

【第一審】 廣島地方裁判所 【第二審】 廣島高等裁判所

○判示事項

死刑と日本國憲法

○判決要旨

死刑と日本國憲法

## 死刑を定めた刑法の規定は違憲でない。

【参照】 日本國憲法第一三條 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

同法第三一條 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

同法第三六條 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

## ○主 文

本件上告を棄却する。

## ○理 由

辯護人西村真人上告趣意第一點は「原判決は法令の解釋を誤りて適用した違法な判決である即ち原判決は被告人に對し刑法第九十九條同第二二條を適用して死刑の言渡をしたがこれは憲法違反である何となれば新憲法第三十六條は「公務員による拷問及び殘虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる」と規定している而して死刑こそは最も殘虐な刑罰であるから新憲法によつて刑法第九十九條同第二二條等に於ける死刑に關する規定は當然廢除されたものと解すべきである然るに原判決は被告人に對し新憲法によつて絶対に禁止され従つて又當然失効した刑法第九十九條同第二二條に於ける死刑の規定を適用して被告人に死刑を言渡したのであるから法令の解釋を誤りて適用した違法な判決として當然破毀を免れざるものと信ず」というにある。

生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷嚴な刑罰

であり、またまことにやむを得ざるに出ずる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊嚴な人間存在の根本である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである。現代國家は一般に統治權の作用として刑罰權を行使するにあたり、刑罰の種類として死刑を認めるかどうか、いかなる罪質に對して死刑を科するか、またいかなる方法手續をもつて死刑を執行するかを法定している。そして、刑事裁判においては、具體的事件に對して被告人に死刑を科するか他の刑罰を科するかを審判する。かくてなされた死刑の判決は法定の方法手續に従つて現實に執行せられることとなる。これら一連の關係において、死刑制度は常に、國家刑事政策の面と人道上の面との双方から深き批判と考慮が拂われている。されば、各國の刑罰史を顧みれば、死刑の制度及びその運用は、總ての他のものと同様に、常に時代と環境とに應じて變遷があり、流轉があり、進化がとげられてきたということが窺い知られる。わが國の最近において、治安維持法、國防保安法、陸軍刑法、海軍刑法、軍機保護法及び戰時犯罪處罰特例法等の廢止による各死刑制の消滅のごときは、その顯著な例證を示すものである。そこで新憲法は一般的概括的に死刑そのものの存否についていかなる態度をとつているのであるか。辯護人の主張するように果して刑法死刑の規定は、憲法違反として效力を有しないものであろうか。まず、憲法第十三條においては、すべて國民は個人として尊重せられ、生命に對する國民の權利については、立法その他の國政の上、最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、同時に同條においては、公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に對する國民の權利といえども立法上制限乃至剝奪されることを當然豫想しているものといわねばならぬ。そしてさらに、憲法第三十一條によれば、國民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手續によつて、これを奪う刑罰を科せられることが、明かに定められている。すなわち憲法は

## 【要旨】

現代多數の文化國家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。言葉をかえれば、死刑の威嚇力によつて一般豫防をなし、死刑の執行によつて特殊な社會惡の根元を絶ち、これをもつて社會を防衛せんとしたものであり、また個體に對する人道觀の上に全體に對する人道觀を優位せしめ、結局社會公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられるのである。辯護人は、憲法第三十六條が殘虐な刑罰を絶対に禁ずる旨を定めているのを根據として、刑法死刑の規定は憲法違反だと主張するのである。しかし死刑は、冒頭にも述べたようにまさに窮極の刑罰であり、また冷嚴な刑罰ではあるが、刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同條にいわゆる殘虐な刑罰に該當するとは考えられない。ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に殘虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを殘虐な刑罰といわねばならぬから、將來若し死刑について火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき殘虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第三十六條に違反するものというべきである。前述のごとくであるから、死刑そのものをもつて殘虐な刑罰と解し、刑法死刑の規定を憲法違反とする辯護人の論旨は、理由なきものといわねばならぬ。

同第二點は「原判決は審理不盡の違法がある即ち被告人は本件犯行當時精神障礙者ではないかとの疑顯著なものがあるこれを記録に徴すると左の如くである (一) 問 (裁判長) 「先ニ言ツタ様ニ母ヤ妹ガ食糧不足ノ事ヲ辛ク當リ被告人ガ眞面目ニ働カズソレニ米ヲ取ツタ事等喧シク云ツタトシテモソノ爲メニ殺スト云フ事ハ普通人ニハ到底考ヘラレヌ事ダガ他ニ事情デモアツタカ」答 (被告人) 「他ニハ別ニアリマセンデシタ」トノ記載 (記録第一七七丁表) 問 (裁判長) 「……其ノ原因ハ

被告人ニアルトドソレガ爲メ殺ス氣ニナルト云フノハ普通考ヘラレヌ事ダガドウカ」答ヘズとの記載(記録第一七七丁裏)  
(二) 検事はその論告に於て被告人は「一見精神ニ異常ヲ来シ居リタルニ非ズヤト疑ハシメルモノアリ云々」との記載(記録第一八六丁裏)  
(三) 辯護人が辯論に於て被告人は「當時一種ノ精神病ニ冒サレ居リタルニ非ズヤトノ懸念ヲ生ゼシムルモノアリ」との記載(記録第一八七丁表) 抑々被告人の行爲當時に於ける精神状態の如何は事實裁判所職權を以て調査を爲すべき事項に屬するのであるから本件の如く被告人の精神状態に付き顯著なる疑ひある場合は當然進んで職權を以て鑑定人の鑑定に附するか又は裁判所自ら之を調査して被告人の精神障礙の有無、程度を判定し刑法第三十九條に該當するや否やを決しなければならぬ然るに原判決はこの擧に出でず漫然被告人を死刑に處したのは審理不盡の不法あり此の點に於て破毀を免れないものと信ずる」というにある。

しかし、記録を精査しても、本件犯行に際して被告人に精神障礙のあつたことを疑うに足りる事跡がなく、原審も被告人に精神障礙のないことを認めて判決したのであるから、原審が被告人の精神状態につき鑑定その他の審査をしなかつたとしても、審理不盡の違法はなく、論旨は理由がない。

同第三點は「原判決は判決に示すべき判断を遺脱した違法がある即ち原審に於て辯護人は被告人が「當時一種の精神病に冒され居たるに非ずやとの懸念を生ぜしむるものあり」(記録第一八六丁裏)との辯論を爲し犯行當時被告人の精神に障礙あるを以つて法律上本件犯罪の成立を阻却すべき事由たる事實上の主張を爲したのであるから原判決は右の主張に對する判断を示すことを要するに不拘此の點に付き特に判断を示すことをして居ないこれは判決に示すべき判断を遺脱した不法な判決であるから到底破毀を免れないものと信ずる」というにある。

しかし、原審公判調書によると、原審辯護人は、公判の辯論において、被告人に精神病の懸念があることを主張したに過ぎず、刑事訴訟法第三百六十條第二項に規定する事由があることを主張したものと解せられないので、原判決がその點について判断を示さなかつたからとて、判断を遺脱したものとはならず、論旨は理由がない。

よつて裁判所法第十條第一號、刑事訴訟法第四百四十六條により主文のとおり判決する。

以上は裁判官全員の一致した意見である。

なお上告趣意第一點に對する補充意見は、次のとおりである。

裁判官島保、同藤田八郎、同岩松三郎、同河村又介の各意見。

憲法は殘虐な刑罰を絶對に禁じている。したがつて、死刑が當然に殘虐な刑罰であるとすれば、憲法は他の規定で死刑の存置を認めるわけがない。しかるに、憲法第三十一條の反面解釋によると、法律の定める手續によれば、刑罰として死刑を科しうることが窺われるので、憲法は死刑をただちに殘虐な刑罰として禁じたものとはいうことができない。しかし憲法は、その制定當時における國民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。ある刑罰が殘虐であるかどうかの判断は國民感情によつて定まる問題である。而して國民感情は、時代とともに變遷することゝを免がれないのであるから、ある時代に殘虐な刑罰でないと思はれたものが、後の時代に反對に判断されることも在りうることである。したがつて國家の文化が高度に發達して正義と秩序を基調とする平和的社會が實現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑もまた殘虐な刑罰として國民感情により否定されるにちがいない。かかる場合には、憲法第三十一條の解釋もおのずから制限されて、死刑は殘虐な刑罰として憲法に違反するものとして、排除されることもあろう。しかし、今日はまだこのような時期に達したものとはいふことができない。されば死刑は憲法の禁ずる殘虐な刑罰であるという理由で原判決の違法を主張する辯護人の論旨は採用することができない。

裁判官井上登の意見。

本件判決の理由としては大體以上に書かれて居る處でいいと思ふが、私は左に法文上の根據に付て少しく敷衍して置きたす。

法文に關係なく只漫然と、死刑は殘虐なりや否やということになれば、それは簡單に一言で云い切ることは出來ない。「殘虐」と云う語の使い方如何によつてもちがつて來る。例へば論旨の様に「死刑は貴重な人命を奪つてしまうものだから、これ程殘虐なものはないではないか」と云うふうに使う人もある。(假りにこれを廣義の使い方と云つて置く)しかし、又「殘虐と云う語は通常そう云うふうには使わないのではないか、虐殺とか集團殺戮とか或は又特別殘酷な傷害とかそう云う様な場合に特に用いられるので、單純な傷害や殺人に對しては餘り使はれないのではないか」と云えばそれも云えるであらう。(假りにこれを狹義の使い方と云つて置く)こんなことを云つて居てはきりが無い。我々の當面の問題はとう云うことではないので、具體的に憲法第三十六條の「殘虐の刑」と云う語が死刑(現代文明諸國で通常行われて居る様な方法による死刑の意以下同意義)を包含する意味に使われて居るかどうかと云うことである。(我々の問題は死刑を規定して居る刑法の條文が憲法第三十六條に違反するものとして無効な法律であるかどうかと云うことであり、つまり同條は絶對に死刑を禁止する趣旨と解すべきものなりや否やの問題だからである)そしてこれは純然たる法律解釋の問題だから何と云つても法文上の根據と云うものが重要である。私は前にも書いた通り殘虐と云う語は廣くも狭くも使われ得ると思ふから憲法第三十六條の字句文だけで此の問題を決するのは無理で、法文上の根據と云えば他の條文に之れを求めなければならぬと思う。そこで憲法第十三條は「すべて國民は、個人として尊重され

る。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の國政の上で最大の尊重を必要とする。」と規定し同第三十一條は「何人も、法律の定める手續によらなければその生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定して居る。これ等を綜合するとその裏面解釋として憲法は公共の福祉の爲めには法律の定めた手續によれば刑罰によつて人の生命も奪はれ得ることを認容して居るものと見なければならぬ。之れと對照して第三十六條を見ると同條の「殘虐の刑」の中には死刑は含まれないもの即ち同條は絶対に死刑を許さないと云う趣旨ではないと解するのが妥當である。(即ち同條は殘虐と云う語を前記狹義に使用して居るので、私は此の使い方が通常だと思ふから右の解釋は字義から云つても相當だと思ふ) 反對説は第三十一條は第三十六條によつて制限せられて居るのだと説く。しかし第三十一條を虚心に見ればどうしてもそれは無理なことと外思えない。若し第三十六條が絶対に死刑を許さぬ趣旨だとすれば之れにより成規の手續によると否とに拘はらず絶対に刑罰によつて人の生命は奪はれ得ないことになるから第三十一條に「生命」と云う字を入れる必要はないのみならず却つてこれを入れてはいけない筈である。蓋同條に「生命」の二字が存する限り右の趣旨に反する前記の裏面解釋が出て來るのは當然であり憲法の文句としてこんなまづいことはないからである。他に第三十六條が絶対に死刑を禁止する趣旨と解すべき法文上の根據は見當らない。

以上は形式的理論解釋である。現今我國の社會情勢その他から見て遺憾ながら今直ちに刑法死刑に關する條文を盡く無効化してしまうことが必ずしも適當とは思われぬことその他實質的の理由に付ては他の裁判官の書いた理由中に相當書かれて居ると思う。最後に島裁判官の書いた補充意見には其の背後に「何と云つても死刑は

いやなものに相違ない、一日も早くこんなものを必要としない時代が来ればいい」と云つた様な思想乃至感情が多分に支配して居ると私は推察する。この感情に於て私も決して人後に落ちると思はない。しかし憲法は絶対に死刑を許さぬ趣旨ではないと云う丈けで固より死刑の存置を命じて居るものでないことは勿論だから、若し死刑を必要としない、若しくは國民全體の感情が死刑を忍び得ないと云う様な時が来れば國會は進んで死刑の條文を廢止するであらうし又條文は殘つて居ても事實上裁判官が死刑を選択しないであらう。今でも誰れも好んで死刑を言渡すものはないのが實狀だから。

(裁判長裁判官 塚崎直義 裁判官 長谷川太一郎 裁判官 霜山精一 裁判官 井上登 裁判官 眞野毅  
裁判官 庄野理一 裁判官 島 保 裁判官 齋藤悠輔 裁判官 藤田八郎 裁判官 岩松三郎 裁判官 河村又介)

### ○ 參 照

原審判決の主文及び理由

主 文

被告人を死刑に處する

訴訟費用は全部被告人の負擔とする

理 由

被告人は尋常小學校四年の時父に死別し家が貧しい爲其の後は肩書居村の教龍寺に奉公に出され更に荒物屋の丁稚、料理店の板場、自動車會社の助手等をしてゐたが最後の自動車會社で會社の金を費消した爲其處を辭めさせられ昭和二十一年二月

頃肩書地の生家に歸つて來たものであるが生家では母ハルノ（當時四十九歳）と妹キミヨ（當時十六歳）が手内職、日稼等をして乏しい配給生活で糊口を凌いでゐたところである上被告人は元來板場のような職業に興味を持ち田舎での勞働を好まず自分の力で一家を支へて行こうと言ふ意氣込もない爲被告人方は被告人の歸宅により更に暮し難くなり且被告人の食慾が旺盛な爲食生活もより一層逼迫し母や妹はむしる被告人の歸宅を喜ばず之を邪魔者扱にするので兎角家庭は圓滿でなかつたところ同年六月頃被告人は同人方が夫迄米の融通を受けてゐた近所の住田精米所から二斗程の米を盗み出し大部分を煙草等と交換したことが發覺して檢舉せられ事件は起訴猶豫處分で濟んだが母のハルノは其のこと以來之を苦にし口癖のように「お前があんなことをしたので世間に對し恥しい住田から米を借ることも出来なくなつた」と愚痴を言ひ妹キミヨと共に被告人を冷遇するので不快に堪えず同年九月十三、四日頃には母と妹とを殺して仕舞ほうかと言ふ氣になつてゐた矢先同月十五日友人方に遊びに行き午後五時半頃歸つて見ると母と妹は既に夕食を濟ませてゐて被告人も食事をしようとしたが食物は何一つも残つて居らず且妹のキミヨは「仕事もせずに遊んでゐる者は飯を食べなくてもよい」と放言したので非常に腹を立て再び家を出て午後十一時頃歸つたところ平素と異り母や妹は被告人の床を敷いて呉れて居らず二人は既に寝てゐたので一旦は自ら床を展べ横になつたが空腹と腹立の餘り寝つかれず其の日夕方の二人の仕打や日頃の冷たい態度を想ふ内に一に鬱憤が昂じいよいよ今夜二人を殺して仕舞ほうと言ふ氣になり翌午前一時頃自宅納屋から重き一貫匁餘の藁打槌を取つて熟睡してゐる母ハルノの枕元に立ち右槌を兩手に握りハルノの顔面を力任せに二度打下し之を其の場に即死せしめ更に同様の方法で傍に寝てゐる妹キミヨの顔面と頭部を二撃し之亦其の場に即死せしめた上其の二死體を自宅東南方數間の地點にある古井戸内に順次投込んで之を遺棄したものであつて右の各殺人と死體遺棄とは夫々犯意繼續に係るものである以上の事實は犯意繼續の點を除き

一、被告人が田舎での勞働を好まず自分の力で一家を支へて行こうと言ふ意氣込もなかつた點から其の母や妹が被告人を邪魔者扱にし家庭が圓滿でなかつた點迄の事實を除き被告人の當公延での判示と同旨の供述

二、原審第一回公判調書中被告人の供述として自分方は米麥は一切耕作して居らず配給生活であつたので自分と妹の日稼による収入で生活してゐた、自分は板場を働き度いと思つて居り日稼仕事其のものが面白くなかつたので母や妹には私が横着のように見え夫に加へ自分の食欲が旺盛なので不足勝の食糧は逼迫の度を加へ母や妹の氣嫌が悪く家内は圓満でなかつた、自分が歸つてからは母や妹は自分を邪魔者扱にし食物に付ても自分が居る爲に不足するように言つてゐたとの記載

三、強制處分での豫審判事の證人本田春人に對する訊問調書中同證人の供述として自分は被告人方の近所に住んでゐるので同人方に出入して交際してゐるが被告人方は被告人と其の母及妹の三人家族であるが昭和二十一年九月頃から其の母と妹が居らぬようになり不思議に思つて被告人に訊ねると二人共山縣郡の親族の家へ行つて居るとのことであつたが祭が來ても正月が來ても歸らず其の内山縣郡の方へは行つて居らぬことが判つたので一體どうしたのかと思つてゐたが昭和二十二年一月十七日被告人方へ遊びに行つたとき友人の寺本修も來たので自分と寺本は被告人に母や妹を捜さずに居ては申譯ないではないかと言ふと被告人は黙り込んでゐたが歸るとき寺本が何の氣もなしに被告人方の畠の中にある井戸の蓋を除けて見たところ何か變なものがあると言ふので自分も覗いて見ると人の死骸らしいので之は大變だと思ひ其處迄一緒に出て來て居た被告人の顔を見ると顔色が悪くなり遂には泣き出したので寺本と相談し同人が駐在所へ届け自分は被告人の守をしてゐたとの記載

四、強制處分での豫審判事の證人寺本修に對する訊問調書中同人の供述として自分は幼時から被告人を知つてゐる、同人は昭和二十年頃働先から歸つて來て日稼をしてゐたが餘り仕事は好きでなく金遣も荒いように聞いてゐる、其の母や妹も他家に雇はれ日稼をしてゐたが何れもおとなしく評判はよかつた、被告人は仕事に餘り熱心でないので母親の氣嫌も悪く時々喧嘩のあるような話を聞いたことがある、昨年九月頃から何時も自分方へ話に來てゐた其の母親がぼつたり來なくなり母も妹も被告人方から見えなくなつたので不思議に思つてゐたが昭和二十二年一月十七日被告人方へ遊びに行くと本田春人も來てゐて被告人の母と妹の話が出て色々問ひ糺したら被告人は顔色を變へてゐたが自分は兎に角被告人方の井戸にでも落ちて

ゐるかも知らぬから一度井戸を見ようと言ふと被告人はいよいよ青くなつて今晚自分の家へ相談に行くからと言つたが自分は何んだか井戸が是非見度い氣になり本田を誘ひ井戸のところへ行つた、被告人も一緒に井戸のところへ来たが井戸の蓋を自分がとり本田を呼んで中を見て貰ふと人間の手が見えると言ふので大騒になつたとの記載

五、鑑定人香川卓二作成の昭和二十二年二月十五日附鑑定書中邑神ハルノ同キミヨの死體は死後數ヶ月を経て居て死因は詳でないがハルノの前頭部前方と右上顎骨部、キミヨの右側頭骨鱗狀部の前上部と右前頭額骨聯接部に夫々鈍體による打撲に基く骨折があり若し右の損傷が生前に生じたものであつたならば被害者等は何れも負傷後直ちに或は間もなく鬼界に入るべき程度のものである旨の記載

を綜合して之を認め犯意繼續の點は被告人が前記各同種の行爲を引續いて行つたことに徴して之を認定する

法律に照すと右の内ハルノを殺害した點は刑法第二百條に、キミヨを殺害した點は同法第九十九條に、其の二死體を遺棄した點は夫々同法第九十條に該當し以上は夫々犯意繼續に係るものであるから同法第五十五條第十條により殺人罪に付ては法定刑の重い尊屬殺の一罪として死體遺棄に付ては犯情の重いハルノに對する死體遺棄の一罪として處斷すべきところ右二罪は同法第四十五條前段の併合罪であつて尊屬殺人罪に付死刑を選択するを相當と認めるので同法第四十六條第一項を適用し他の刑を科せず被告人を死刑に處し訴訟費用は刑事訴訟法第二百三十七條第一項に従ひ全部被告人に負擔せしむべきものである

仍て主文の通り判決する